

物^ヲ上^ニ 往往遺失短少^シ。行^{シテ}下^ニ 根^ヲ 挨^セ不^レ見^ユ。又^{シテ}下^ニ 隨處^ニ 釐勒賠償^ス。深^ク爲^レ不^レ便^ナ。照^ル得^ル中統五年欽奉聖旨節該^ニ據^ニ設^ル立^{タル}急遞鋪^ニ。專^ニ一^ニ遞^ニ中書省・左右部・宣慰司・轉運司文字^ヲ外^ニ。沿邊軍情公事^ニ。差^{シテ}使臣^ヲ往來勾當^{セシメ}。欽^レ此^ヲ。看^{スル}詳^ニ。急遞鋪止合^ハ欽依^ニ聖旨事意^ニ。遞^ル傳^ス各衙門應有文字^ヲ。所據絲貨・鈔數・弓箭・軍器・茶・墨等物^ハ。若令^{シム}各^レ路順便脚力稍帶^{ラシテ}。是爲^ニ便當^ト。云々。(編者注。陳垣校補稍作^〇。稍帶は序に携え行くの意)

とある。こゝに「稍帶」といふのは判然とは解し雖いが、多分「少しく帶ばしむ」といふ意に解すべきであらうと思ふ。またこゝにいふ脚力は鋪丁を指したのか、或は鋪丁以外の飛脚を指したのか、明らかには定め雖いやうであるが、「稍之を帶ばしむれば便と爲す」と讀んで誤らないならば、鋪丁もこの事に従事したものと見るべきで、前記「申臺文字重封入遞」の條に、至元八年に今後遞鋪をして各處成造の軍器を轉送せしめることに定めたといふのはこれに應じることと思はれる。併しながら至元八年にはかゝる性質種類の貨物に限つてその遞送が公許されたとしても、前記の通り少くとも至元二十八年には明らかに一切諸物の入遞が禁ぜられて居るのを見れば、此の如きは一時の便宜で公許したものであつたに相違なく、内實に於ては多少ともかゝる事が行はれたとしても、それは本來の目的でなかつたことは疑ふべき餘地の無いことである。

上に述べたところに依つて、急遞鋪を設けた目的、従つてその職能は明らかに知り得られたと思ふ。即ちこの機關は單に中央地方の官司の間に於ける文書の送達に従事したもので、それ以外の事には及ばない。特に注意すべきことは前に引いた中統五年の聖旨中に、急遞鋪は專一に中書省・左右部・宣慰司・轉運司の文字を轉遞するもので、その以外即ち沿邊軍情の公事の如きは、別に使を差して往來勾當せしむというてあつて、この機關はかゝる特別の